上牧町まちづくり基本条例(案)に関するパブリックコメントに対する回答

意 見

/Ex

前文の16行の後に次の趣旨の文章を入れてください。

「しかし、町内に鉄道(JR、私鉄)の駅はなく、通勤・通学は専らバス、自家用車、自転車を利用しています」

理由は、町の特徴を明確にする必要がある。地方都市は一般的に鉄道の駅を中心にして拡大している。上牧町は大阪市、奈良市、京都市に近く、通学、通勤する人も多いにもかかわらず、鉄道の駅がないことに特徴がある。この事を念頭において、まちづくりを考えるべきである。

回答

1 - (1)

本町に、鉄道 (JR、私鉄)の駅はないというのは、一つの特徴ではあり、重要な視点であると認識していますが、そのことについては、総合計画や都市計画マスタープランの策定時において反映させていただきたいと考えます。

1 - (2)

1 - (1)

前文の第5段落の「・・・地方分権化の流れは引続き進むことが予想されます」を抹消し、次の趣旨の文章を入れてください。

「長期の町財政の展望を持たず、ペガサスホールや福祉会館等の箱物を建て、土地開発公社については情報公開しないで、議会でも充分な審議できないまま大きな損失を抱えることになりました。」

理由は、この間行われたふたつの外部監査報告や 議会での審議の内容をふまえた上で、住民の公募 委員を入れて「まちづくり基本条例」が検討され てきたという経緯を考えるべきだ。財政悪化の主 たる原因が住民への過大な公共サービスの結果で はないし、地方分権化は、どのように行うかは今 後の問題で、既定の事実ではないので、基本条例 に断定的に入れるべきではない。

1 - (2)

当委員会としては、過去の経緯、責任に関わる部分について、特定の人物に責任を負わせるというような記述は避け、過去に過ちがあったということはきちんと記述するということが本委員会において決定されました。(逐条解説2頁を参照ください。)

1 - (3)

第1条(目的)の2行目の「町民、議会及び執行機関が」を「執行機関、議会及び町民が」にする。理由は、基本条例は住民を縛るものでなく、町政に大きな権力を持つ町長を中心とする執行機関が独走することに足かせをし、議会に町政を監視することを求めるものであるという趣旨から、義務的な内容は執行機関、議会、町民とするべきと考える。

1 - (3)

第1条(目的)の2行目の「町民、議会及び執行機関が」を「執行機関、議会及び町民がするという提案については、自治の主体が町民であるとの考えから「町民」を最初に記述しています。本条例は、町民、議会及び執行機関が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かでであります。となる理念・役割やルールを定めたものでもなく、を割やルールを定めたものであります。

第13条(執行機関の責務)第2項の中段に関して、「町民と協働して、まちづくりを推進するため"多様な参画制度"を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。」となっていますが、参画主体の拡大について、どのような仕組み

<u>を創るのか</u>をお伺いします。 また、その際、住民との役割分担を明確にすることが重要と思われますがいかがですか。

多様な参画制度については、原案に盛り込まれている方法のほかにも、次のような事項が考えられますがどう思われますか。

①パブリックコメントやパブリックインボルブメントのような町民意見の反映制度(すべての事案に適用するかどうかは別としても。)について②参画制度が適正に運用されずに住民が不利益を受けた場合、その適否を判断して適切な措置を講ずる不利益救済制度について

③第20条(応答責任)に定める一般的な住民からの要望と異なり、住民の発意を引き出すための仕組みとしての政策提案制度について

2 - (1)

本条例が、まちづくりを進めるうえで、基本となる理念やルールを定めるものであるため、「町民参画の時期」や「参画基準」については、この条例の制定後に各部課が所管する事務事業における町民参画の可能性や、具体的な町民参加の制度や仕組みについて、この条例に照らして検討を行ってもらうことを想定しています。

2 - (2)

第25条(行政評価)に関して、<u>出資団体等(町が出資、職員派遣、公の施設の管理を委ねている団体など)についても、経営状況の公表、町との関係の評価・公表を行う必要があると思います。</u>

2 - (2)

町が出資する団体等についても、行政評価の対象 となります。

2 - (3)

第27条(情報の公開及び提案)に関して、情報の 提供にあたっては、公文書の公開も大事ですが、 附属機関等の会議についても原則公開を位置づけ ることが望ましい。

2 - (3)

附属機関等の会議についても、原則公開しています。 このことは、第33条第2項において規定しています。

2 - (4)

第35条(まちづくり協議会)に関して、まちづくりを行う組織として、"地域の特性や個性を生かした地域づくりに取り組むため"の「一定のまとまりのある地域の多様な主体」とありますが、従来の自治会や町内会など地縁型の組織やNPOなどのテーマ型の組織だけはなく、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された複数人以上のグループにまで拡げることは可能ですか。

また、その主体(活動団体またはグループ)を誰が 認定するのですか、その参画を認める時期はい つ、と考えていますか。

2 - (4)

本条例において、まちづくり協議会については基本的な事項のみを規定しました。

具体的な事項につきましては、別途定めることになりますが、協議会の構成については、それぞれの実情に即して幅広いものにすることを想定しています。

第38条(条例の見直し)に関して、今回の基本条例制定検討委員会の答申にあたって、条例案中"別に定める"となっている次の事項(①~④)について、今後の指針としての附帯意見をつけることはできないのですか。

①第13条(執行機関の責務)第2項中段 "多様な参画制度に関する事項" ②第15条(法令の尊守義務)第2項後段 "適切な措置(コンプライアンス)"に関する事項 ③第20条(応答責任)第2項 "要望等にかかる定期的な公表に関する事項" ④第35条(まちづくり協議会)第5項 "協議会の組織および運営に関する事項"

2 - (5)

本条例制定後に、各所管部課において、若しくは 相互に連携しながら個別具体的に検討を行うべき 事項であり、町としての取り組みのなかで検討い ただくべき事項であると考えています。

3 - (1)

第2条(定義)第2号の「利害関心」という文言前 策定委員会では「やさしいことばで町民に分かり やすく」と心がけてきたと思います。

この「利害関心」は、4字熟語としてはあまり普 遍的ではないと感じました。

辞書を引いても出てこないので「利害関係もしくは関心を有する人」なのか、「利害関係にありかつ関心を有する人」と解釈するのかわかりません。法律用語・学術用語なのかもしれませんが、一般人には理解しにくいと思います。もう少し分かりやすい書き方はないでしょうか。

3 - (1)

「利害関心」について、当委員会としては本町の 将来にかかわって、様々な方の力を必要としてい ます。そういった方に参画してもらうという趣旨 でこれまで議論を進めてきました。

文言の表現については、「利害を有する者又は関 心のある者」とします。

3 - (2)

第16条(組織の編成)第1項の「町民に分かりやすい機能的で最少の経費で最大に効果を挙げるよう組織づくりを・・・」のところで、前案では「町民に分かりやすく、機能的で最少の経費で最大に・・・」と「機能的・・」の前に「、」が入って 区切られていたのであまり気にならなかったのですが、「機能的で」の次に「最小の経費で」と「で」が続くのが気になります。

「町民に分かりやすい、機能的で最少の経費により最大に効果を挙げるような組織づくり・・・」などはいかがでしょうか。

3 - (2)

表現が分かりにくいとのご指摘のとおりですので、「町民に分かりやすく機能的で、最少の経費で最大の効果」と改めます。

表題について、「まちづくり」というと、町の施設とか土地の区画整理、住宅建設、大型商業施設などと狭くたらえられはしないか。

また、「条例」というと言葉は、他の条例と混じって最高規範(自治体の憲法)だとは理解できないと思う。しかも、最も大切な理念と具体的行動 提起が明記されていないように思う。

第4条との関係でも「条例」という言葉が4つもでてきて煩雑である。

ここは、前文のなかにあるように「過去を忘れるのではなく、学ぶことにより将来の糧とし」昭和57年作成上牧町町民憲章理念とマッキーアクションプランを生かし、それに今回のまちづくり基本条例を合わせて「上牧町まちづくり町民憲章」としてはどうか。

この条例では「まちづくり」について、町の施設 や土地の区画整理等といったもの以外にも、教 育、文化、人と人とのつながり等も含めて「まち づくり」としております。

本条例は、まちづくりを進めるうえで、基本となる理念・役割やルールを定めるものであり、上牧町という単位で物事を決めようとする場合、「どのような考え方を基本にするのか」、「どのような方法で決めていくのか」、「誰にどのような役割があるのか」などを定める基本的なルールとなるものです。

第4条の「この条例」とは、本条例のことをいいます。「他の条例」とは、本町において既に施行されている条例のことをいいます。

町民憲章については、町民の生活や活動の規範であり、心の支えとなり続ける半永久的な行動理念であり、本条例とは違ったものであります。(逐条解説の4頁を参照ください。)

4 - (2)

前文について

第1段落の「上の牧場」は、ひらがなで明記して はどうか。

第2段落について、逐条解説で書かれている「また、近年、温泉施設や大型商業施設、医療機関や介護施設等が開業され」の部分を利便性も高まっているので、追記してはどうか。

第3段落について、町政は、「高度経済成長下で 長年にわたり財政拡大・土木関係による利権の運 営が行われた結果、ペガサスホール、2000年 会館の公共投資、土地開発公社の借入金、また同 和行政の行き過ぎによる小集落地区改良事業など により」を結果として、追記してはどうか。

第4段落の「借入金の返済負担」のあとに「償還期間25年」を追記してはどうか。

第5段落の「一方、低成長経済や少子高齢化」のあとに「による人口減少のなかで税収が減り、また国益優先の地方分権化の流れになってきていて、これまでのように公共サービスを全て町の行政が担うことは難しくなってきています。この流れは強く、近い将来町の存続すら問われることが予想されます。」を追記してはどうか。

第6段落と第7段落は、重複していて、抽象的で わかりにくいと思う。具体的に書いてほしい。

4 - (2)

第1段落の「上の牧場」について、日本書紀、続 日本書紀に読み方の記載がなく特定できませんで したので、ひらがな読みは記載しておりません。

第2段落について、この先の状況が変わっていく 可能性もあり、現時点での利便性を記述するのは 避けることとしました。

第3段落について、財政危機を招いた責任の所在 については、前文に盛り込まずに、財政危機に 陥ったという事実並びに以降の取り組みについて のみ言及することとしています。

第4段落について、土地開発公社を解散するための前提となる第三セクター等改革推進債の当初償還期間は25年ではありますが、繰り上げ償還等により償還期間が短縮されることも予想されますので、償還期間については、記載しないこととしました。

第5段落について、地方分権の流れが現在における国益優先であるものとは認識していません。また、この先も持続可能な町であるためにも、この条例の意義は大きいと考えます。

第6段落は、まちづくりの主体であり、自治の主役である町民に、まちづくりの担い手として積極的に参画していただくことを期待するものであり、第7段落は、本町のまちづくりを支える町民、議会、行政の三者の役割と責務を明らかにしたこの条例を上牧町の最高規範として位置づけることを宣言するものです。

第1条(目的)について

この上牧町まちづくり町民憲章は、上牧町のま ちづくりに関する基本的事項を定めることによ り、平和で安心して暮らせる地域社会を実現する ことを目的とします。」にしてはどうか。

4 - (3)

「平和」について、本委員会としても、大変重要 な事柄であると認識しており、このことは、国レ ベルでの対応が求められると考えます。また、ま ちづくりを進めていくうえで、「平和」は絶対条 件であると認識しております。

4 - (4)

第2条(定義)について

第1号の町民について、「町内居住する者(住 民)を主体として、自治会・社会福祉協議会をは じめ住民活動団体、町内において非営利活動を行 うNPO法人などをいいます」に変更してくださ V10

- ①町に利害関心者とはどんな人をいうのか。
- ②町外からまちづくり運営に介入される恐れがあ
- ③参画に参加する町民がどんな基準で選出される のか不安なので削除してほしい。

第4号の参画で、「施策や事業等の立案から実 施、評価に至る過程に」のあとに「住民が」を追 記してほしい。

まちづくりは住民が主人公、住民を過半数選出し てほしい。

第6号のまちづくりについて、「暮らしやすい」 のあとに「平和で日常生活に不安のない」を追記 してほしい。

- ①秘密保護法の強行採決、靖国神社参拝でアジア に軍事的緊張感をつくっている。 ②住民の善意なチャレンジ"絆"運動と同時進行
- で高速道路工事現場、王寺駅、バス停でテロ対策 中の看板、のぼり、ステッカーを掲げ、静かに住 民の不安が高まっている。
- ③私たちの町でも昨年9月、全戸配布された"減 災の手引き"で、ゲリラ・航空・弾道ミサイル・ 大規模テロなどの攻撃の場合について書かれてい て、本当に恐ろしい雰囲気になってきました。
- ④文言で「平和」は是非入れてほしい。

4 - (4)

第1号の町民の定義においては、本町のまちづく りの推進に際しては、「町民」を可能な限りにお いて幅広く規定するということが、本委員会とし ての考え方です。

- ①「町に対して利害を有する者及び関心のある」 者」
- ②、③町外の方の参画を妨げるものではありませ んが、当該者の「関心」が正当なものであるかど うかの判断は必要であると考えます。

第4号の参画については、それぞれの目的によっ て方法が異なりますが、基本はたくさんの町民の 皆さんに参画していただくというのが、当委員会 での考えです。

第6号のまちづくりについては、「平和で日常生 活に不安のない」の追記について、たいへん重要 な問題であると認識していますが、まちづくりを 進めていくうえで、「平和」は絶対条件であると 認識しております。

4 - (5)

第12条(職員採用等)について

「公募を原則とし」を「地域住民の公募とし」に してはどうか。

4 - (5)

職員採用の公募について、地方公務員法第19条 第2項で、「受験者に必要な資格として職務の遂 行上必要な最小且つ適当の限度の客観的且つ画一 的要件を定める」と定められておりますので、本 町において地域住民だけに限定する客観的理由が ない限り、限定することはできないと考えており ます。

第14条(町職員の責務)について

第1項で、「全体の」を「地域住民の」に、また、「公共の」を「町民の」にしてはどうか。

「第3項 町職員は、第1条(目的)を達成するために、管理職を除く全職員の自由闊達な討議を定期的に行い、町長に報告するように努める。」の追加を提案する。

4 - (6)

第1項については、当然町民や地域住民も、そのなかに含まれると考えています。基本は「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とする地方公務員法第30条の規定を引用しています。

第3項の追加提案については、大変重要なことであると認識しておりますが、具体的な方策につきましては、条例制定後に検討することとしています。

4 - (7)

第35条(まちづくり協議会)について 第1項の「個性的で心豊かな地域をつくるため、」のあとに「自治会を中心に」を追記しては どうか。

4 - (7)

第1項について、まちづくり協議会は、自治会も 含めて、地域の多様な力を集めるという趣旨で規 定しています。

4 - (8)

第36条(広域連携)について「町は、」のあとに「憲章と」を追記してはどうか。

4 - (8)

町民憲章は、町民の生活や活動の規範として、心の支えとなり続ける半永久的な行動理念なので、本条例とは、その性格を異にするものであるものと考えております。

4 - (9)

第38条(条例の見直し)について 「第3項 検討委員は最小の自治会を1名として、人数を選出する。」を追加提案する。

4 - (9)

第3項の追加提案については、具体的な事項につきましては、別途定めることとしています。 検討委員会の構成等については未定ですが、一律 に各自治会から各1名を選任するということは考 えておりません。

5 - (1)

前文には、上牧町町民憲章全文を是非書き加えていただきたい。

平和であってこそ、このような憲章を掲げる町民 生活ができるのではと思います。

5 - (1)

4-(8)の理由により原案どおりとさせていただきます。

第1条(目的)について

「町民、議会及び執行機関が」とかかれていますが、「行政及び議会及び町民が」と書くほうがいいと思います。また、「互いに協働して、町民を主体とした」という文言を削除し、「豊かで」は「平和で」に変更してほしい。

5 - (2)

「行政、議会及び町民が」については、自治の主体が町民であるとの考えから「町民」、「議会」、「行政」の順で記載しています。

「互いに協働して」、「町民を主体として」は本条例においては重要なキーワードとして記載しております。また、「平和」について、本委員会としても、大変重要な事柄であると認識しており、このことは、国レベルでの対応が求められると考えます。また、まちづくりを進めていくうえで、「平和」は絶対条件であると認識しております。

5 - (3)

第2条(定義)について

第1項町民の定義の「利害関心」については、町内に居住していない利害関心を有する人たちや町内に住んでいない事業活動その他の人を町民の定義に入れることには、住み続けている住民とは町民目線と大きく乖離する判断もされる危険性が大きいと思う。

町に住んでいる町民及び町内で働く人、町職員を 含む、町内で働く方に限定してはどうか。

第6項まちづくりの「豊かで」の文言を「平和で」に変更してほしい。

5 - (3)

第1号の町民の定義においては、本町のまちづくりの推進に際しては、「町民」を可能な限りにおいて幅広く規定するということが、前委員会及び本委員会を通じての共通した考え方です。

第6項の「平和」について、本委員会としても、 大変重要な事柄であると認識しており、このこと は、国レベルでの対応が求められると考えます。 また、まちづくりを進めていくうえで、「平和」 は絶対条件であると認識しております。

5 - (4)

第5条(まちづくり参画の権利)について 「町民もまちづくりに参画する権利を有します」 という文言にしてはどうか。

5 - (4)

まちづくりの主体として、町民の参画を期待する もので、各主体のなかでも重要な存在であると認 識しています。

5 - (5)

第8条(議会の役割と責務)について 第2項で、「ただし、必要と認められる時は、会 議を非公開とすることができます。」とあります が、これまでそのような非公開があったのか。す べて公開すると規定してほしい。

5 - (5)

住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供するとともに、議会及び委員会の全ての会議を原則公開としています。ただし、個人情報を保護するためなど相当の理由がある場合や法令や条例で定める場合については会議を非公開とすることができ、その場合は非公開とする理由を公表しなければならないとしています。

5 - (6)

第14条(町職員の責務)について

町職員も日本国民として、町住民として権利もあると思う。また、一番町政に精通していて町民のために大きな役割を果していると認識する。

5 - (6)

ご解釈のとおり、町職員も町民にあたるものと認識しております。そのことを念頭において職務を果たしていかなければならないと考えています。

割を果たす事が求められています」として免罪して、町民の無関心が原因であったのごとき表現は言語道断です。過ちと分かっているなら、その原因と責任を果たせなかった議会や行政の対応を明らかにするべきです。前文の最後の3行には、過去の過ちさえ共有し、横一列の関係でまちづくり

謳うなら、「・・・まだ里山や田園、自然の豊かさを充分残しながらも住宅や商業施設などが混在化が進む中で、人が生きる地として豊かに変化し「住んでいいまち」をつくっていくために、主体である町民がその役割と責任を発揮するとともに、それを保障するための議会と行政の役割と責任を明確にするために条例を制定する・・・」の方が3者の関係がはっきりするのではないでしょうか。

をやっていこうなどと書かれています。

6 - (1)

当委員会としては、財政危機を招いた責任の所在 については、前文に盛り込まずに、財政危機に 陥ったという事実並びに以降の取り組みについて のみに言及することとしています。

6 - (2)

第2条(定義)の(1)の町民の定義は、「町に利害 関心を有する者」はいくらでも範囲を拡大し、町 の主体を曖昧にします。削除すべきです

6 - (2)

第1号の町民の定義においては、本町のまちづくりの推進に際しては、「町民」を可能な限りにおいて幅広く規定するということが、本委員会としての考え方であります。

6 - (3)

第3条(基本原則)の(1)町民の後を「は町の施策全般について、必要な情報提供とそれを取得する権利を有し」執行機関の後を「と共に、まちづくりに関する全ての情報を共有します」に改める(3)町民に対し、の後「情報の公開と」を挿入。町民の権利としての情報取得、主体は町民であることを明確にする必要があるのではないでしょうか。

6 - (3)

第3条(基本原則)について、理念自体は同じ方向であるので原案どおりとさせていただきます。 (1)については、「町民」を主語とするのではなく、「町民」、「議会」、「執行機関」が情報を共有するという形をイメージしているもので

(3)情報の共有の前提として、「情報の公開」があると考えます。

6 - (4)

第7条(まちづくり参画における町民の責務)で、 互いの、後に「まちづくり」を挿入。活動だけで は誤解を招くのではないか。

6 - (4)

前段で限定していますので、誤解を招くことはないと考えます。

6 - (5)

第8条(議会の役割と責務)で、議会は、の後「直接選挙により選ばれた議員で構成される」を削除してはどうか。特別に定義する意義はない。他に議員に選ばれる形式があるの?と余計な疑問をいだくのではないでしょうか。

6 - (5)

議員は、直接選挙により住民からの負託を受けた ことを明確にするため、あえて記載するもので、 住民が疑念を抱くことはないと考えます。

6 - (6)

第14条(町職員の責務)第2項に「町民からの質問や苦情には親身に対応し、適切な措置を講じます」を追加してはどうか。

6 - (6)

第2項の追加提案については、本条例第20条の 応答責任において規定しております。

6 - (7)

第16条(組織の編成)第1項、「町民に分かりやすい・・・挙げるよう」を「町民に親しみやすく分かりやすい機能的で柔軟な」に変更。費用対効果は利益確保的な考え方であり、住民の利益を最優先すべき町民を主体とする公共にはなじまない。いわゆる縦割り弊害のない、柔軟で連携が可能な体制が求められます。3項は削除してはどうか。

6 - (7)

限りある資源を有効に活用することが、結果的に 住民の利益につながるという考えから、「最小の 経費で最大の効果」という表現にしています。 なお、この表現については、地方自治法第2条第 14号から引用したものです。

組織においては、縦割り弊害をなくし、柔軟で連携が可能な体制を図ることが必要不可欠であると考えています。

6 - (8)

第33条(審議会等)第1項、「委員を選任する場合は」の後に「性の偏りをできる限りなくし」を 挿入。両性双方の意見が反映するよう配慮することも大切だと考える。

6 - (8)

当委員会としても、男女それぞれの意見が反映されることは大切であると認識しています。このことは、法律で男女共同参画計画の策定が義務付けられていますので、計画策定時において対応していただくことが適当と考えます。

6 - (9)

38条(条例の見直し)第2項に「委員の半数以上 を公募による選任とし、無報酬とします」を挿入 してはどうか。

6 - (9)

具体的な事項につきましては、別途定めることと しています。なお、執行機関の附属機関という位 置づけの委員会であると考えます。 元の委員会がH22年10月~25年1月まで2年4ヶ月 (28ヶ月)、新委員会がH25年6月~26年2月まで 8ヶ月、議論に合計36ヶ月(3年)もかけたにして も、密室の議論に終わったことに変わりはなく、 住民には全くと言ってよい程浸透してはいません でした。それは、先日1月18日開催のシンポジウ ムの様子をみてもあきらかであります。

この条例案を3月議会への上程は、時期尚早でもあり、第三次的な委員会を急ぎ立ち上げて、浸透を図ってゆく活動を始めることを提案します。

多くの住民が参加して、 本当の意味での「みんなで考えよう」というプロセスを経た後に出来あがった案こそ、住民が主体的に作った「住民のモノ」であるのです。

去る1月18日のシンポジウムで一住民から「魂を入れよ」と発言がありましたが、第三次的委員会による取り組みのプロセスを経て作られるならば、まさに「魂が入った」ものとなる、と確信いたします。

また、両委員会にわたって、委員会の公開(全委員会においては部会も含む)や議事録の公表(町ホームページ掲載及び各地区の公民館等への備付け)を行い、広く町民への周知もこの条例に即して積極的に行ってきました。

まちづくり基本条例の制定後においては、さらなる町民への周知と同時に、まちづくり基本条例に対する意見を積極的に求め、まちづくりや町政運営を行ううえでの制度を整えることが重要であり、関連する条例についても整備することが必要であります。

今後は、基本条例を基盤として、関連する条例や制度を根付かせることで実効性が高まり、町民、議会、行政により「守り育てる条例」であり続けることが重要であると考えています。